

●香川県告示第391号

香川県証紙条例（昭和39年香川県条例第11号）第5条の香川県証紙の売りさばき人について次のとおり変更した。

平成20年9月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 所在地

高松市磨屋町6番地4

2 名称

社団法人香川県建設業協会

3 売りさばき場所

変更前 高松市磨屋町6番地4 社団法人香川県建設業協会

高松市松福町2丁目15番24号 社団法人香川県建設業協会高松支部

坂出市久米町1丁目14番14号 社団法人香川県建設業協会坂出支部

善通寺市与北町189番地 社団法人香川県建設業協会善通寺支部

観音寺市観音寺町甲1894番地3 社団法人香川県建設業協会三豊支部

さぬき市長尾東1123番地2 社団法人香川県建設業協会長尾支部

小豆郡土庄町上庄1954番地3 社団法人香川県建設業協会小豆支部

変更後 高松市磨屋町6番地4 社団法人香川県建設業協会

高松市松福町2丁目15番24号 社団法人香川県建設業協会高松支部

善通寺市与北町189番地 社団法人香川県建設業協会善通寺支部

観音寺市南町5丁目2番39号 社団法人香川県建設業協会西讃支部

さぬき市長尾東1123番地2 社団法人香川県建設業協会長尾支部

小豆郡土庄町上庄1954番地3 社団法人香川県建設業協会小豆支部